5 物的損害

弁護士 志部 淳之介

Q5-1 代車使用料

先日、車に乗っていた時、後続車両に追突され、 乗っていた車が壊れてしまいました。修理しようと思 うのですが、修理費のほかに、修理中の代車料がかか るそうです。私は被害車両を通勤に使用しているので すが、加害者に対して被害車両と同等の高級外車の代 車使用料を請求できるのでしょうか。また、私はこれ を機に車を買い替えようと考えているのですが、買い 替えまでの期間中の代車使用料を全額請求することが できるのでしょうか。

A5 - 1

修理若しくは買い替え期間中に、代車を使用し、その使用料を支出したときは、代車使用料を損害として 賠償請求できます。ただし、常に被害車両と同等の代 車使用料が賠償請求できるわけではなく、被害車両の 使用目的、使用状況などを考慮し、被害車両と相応す る車種の使用料のみを賠償請求することができます。 また、代車の使用が認められる期間は、修理や買い替 えに要した全期間ではなく、通常、要すると認められ る相当な期間の範囲内に限られます。

解説

1 はじめに

交通事故により車両が損傷し、修理や買い替えを する場合に、代車が必要となる場合がある。もっと も、利用した代車の使用料がすべて事故による損害 として賠償の対象となるわけではなく、事故と相当 因果関係が認められる代車使用料のみが当該事故に よる損害として賠償の対象となる。

2 代車利用の必要性

代車使用料が、事故による損害と認められるためには、代車利用の必要性が認められなければならない。具体的には、遊休車両が存在し、それを利用することが可能な場合には、代車利用の必要性が否定されると考えられる。例えば、大阪地判平成19年12月20日自保ジャーナル1733号11頁は、高級外車が事故で損傷したが、通勤等の日常の用には別の国産車を利用していた事例において代車料損害を否認して

いる。また、東京高判平成26年1月29日自保ジャーナル1913号148頁は、修理期間中、妻や子供と共用していた車両が利用可能であったとして代車料損害を否認している。

3 代車の種類・グレード

(1) 同一車種の代車を求めることの相当性

代車の利用期間は、修理等に必要な比較的短期間に限定され、かつ、利用権の侵害に対する代替手段に過ぎないものであることから、被害車両と同一車種の代車を求めることは相当でないとされている(飯村敏明編『現代裁判法大系⑥交通事故』新日本法規出版株式会社、平成10年、344頁以下)。この場合、被害車両の使用目的、使用状況等を考慮し、被害車両と相応する車種の使用料のみが、事故との相当因果関係を有するものと認められる。

(2) 外国高級車の事例

事故車が外国高級車である場合であっても、代車については国産高級車の代車料相当額を損害と認めた裁判例がみられる。例えば、京都地判平成19年11月29日交民40巻6号1543頁は、会社の通勤及び営業にメルセデスベンツが必要であるとの原告の主張に対して、「ベンツを代車とする必要性までは認められず、国産最高級車の限度で1日当たり1万5000円の代車費用を認めるのが相当である」としている。また、東京地判平成22年1月28日自保ジャーナル1823号93頁は、代車は「ジャガーのような高級外国車である必要性を認めるに足りる証拠はなく」国産高級車の限度で「1日当たり2万円」を相当な代車料損害と認定している。

4 代車の使用が認められる期間

事故により損傷した自動車を買い替え、あるいは 修理する期間中、代車を使用し、それに伴う支出を した場合に、その使用した全期間にわたって代車使 用料が認められるわけではない。通常要すると認め られる相当な修理期間若しくは買い替え期間の範囲 内での代車の使用が、事故と相当因果関係が認めら れるとされている(飯村敏明編『現代裁判法大系⑥ 交通事故』新日本法規出版株式会社、平成10年、 344頁以下)。

なお、部品の調達や営業車登録等の必要があると きは長期間認められる場合もあり得るが、あくまで 例外的な場合であるから、部品調達等にかかる時間 は、慎重に検討されるべきである。

Q5-2 事故車両の価格減少

Q5-1のケースで、私の被害車両を修理してもらったのですが、修理後は評価価格が下がると言われました。そのように、評価価格が下がった分は賠償請求することができるのでしょうか。また、いくら請求することができるのでしょうか。

A5 - 2

事故により、被害車両を修理したとしても評価価格が下がる場合がありますが(「評価損」といいます。)、この評価損を賠償請求できるかどうかについては、争いがあります。評価損を賠償請求できるとする立場に立った場合、金額の算定方法が問題となります。一般には、事故車の損傷部位及び程度、修理の程度及び修理費の額、事故車の使用年数等に応じて算定すべきとされています。

解説

1 評価損とは

自動車の中古市場では、必ずしも機能的障害が残存している等の事情が明確に認められない場合でも、事故歴があるという理由で、当該車両の評価価格が下落することがある。このような事故時の被害車両の評価価格と修理後の減価した評価価格との差額を評価損と称している。一般的には、評価損は修理しても外観や機能に欠陥を生じ、または事故歴により商品価値の下落が見込まれる場合に認められるとされているが(公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準2002年版』295頁以下)、評価損が、事故によって生じた損害として賠償の対象となるか否かについては、見解がわかれている。

2 否定説と肯定説の根拠

否定説は、修理をしたことにより被害車両が事故前の原状に回復しているから客観的には価格の下落が認められないこと等を根拠とする。他方、肯定説は、市場において、現実に評価損という評価価格の下落が生じていることを無視することは不当であることや、修理によって事故車を物理的に完全に事故前の状態に回復させることは不可能に近く、評価損は、潜在的な欠陥の残存に対する市場の評価であると考えられること等を根拠とする(公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準2002年版』295頁以下)。

3 裁判例

裁判例においては、評価損を否定するもの(名古

屋地判平成23年6月17日自保ジャーナル第1857号141 頁、東京地判平成25年4月26日自保ジャーナル1901 号153頁等)と、これを肯定するもの(横浜地判平成 24年10月29日自保ジャーナル1887号140頁、神戸地 判平成23年10月12日自保ジャーナル1872号144頁等) がある。

4 評価損の算定方法

一般的には、初度登録からの期間、走行距離、損傷の部位(車両の機能や外観に顕在的又は潜在的な損傷が認められるか)、車種(人気、購入時の価格、中古車市場での通常価格)等を念頭に、評価損が発生すべきか否か又はその金額を検討すべきとされている(飯村敏明編『現代裁判法大系⑥交通事故』新日本法規出版株式会社、平成10年、340頁以下)。

裁判例を概観すると、フレーム等の車両の構造上 重要な部分や骨格部位が損傷された事例等で評価損 が認められやすく(例えば、大阪地判平成24年10月 16日交民45巻5号1261頁、東京地判平成26年12月3日自 保ジャーナル1939号125頁等)、また、登録からの使 用期間がおおむね1年以内のものが多いようである (例えば、登録後14日の事例として、横浜地判平成 24年10月29日自保ジャーナル1887号140頁、登録後 約3か月の事例として、東京地判平成23年11月25日 自保ジャーナル1864号165頁等)。評価損の算定金額 は、事例により様々であるが、おおむね修理費用の 1割~3割程度を認めるものが多いようである(公益 財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部『民 事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準2002年版』 301頁以下)。

特集1 交通事故2 参考文献等

北河隆之ほか『逐条解説自動車損害賠償保障法』(株式会社弘文堂、第2版、平成29年)

飯村敏明編『現代裁判法大系⑥交通事故』(新日本法規出版株式会社、平成10年)

公益財団法人交通事故紛争処理センター編『交通事故損害賠償の新潮流』(株式会社ぎょうせい、初版、平成16年)

塩崎勤ほか編『専門訴訟講座①交通事故訴訟』(株式会社民事法研究会、平成20年)

東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会『民事交通事故訴訟の実務―保険実務と損害額の算定―』(株式会社ぎょうせい、第9版、平成 27年)

公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準上巻(基準編)』(第46版、平成29年)

公益財団法人日弁連交通事故相談センター研究研修委員会『交通事故損害額算定基準―実務運用と解説―』(25訂版、平成28年)

中畑啓輔「マイカー通勤中の交通事故に関する使用者の責任」判例タイムズ1436号(2017年)39頁以下

影浦直人「評価損をめぐる問題点」公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準2002年版』 (第31版、平成14年)295頁以下